

平成30年12月19日

財政援助団体等監査結果報告

〔神戸市立灘区民ホール指定管理者〕

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市立灘区民ホール指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成29年度執行の事務

2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立灘区民ホール（以下「区民ホール」という。）

区民ホールを含む区民センターは、勤労市民センターとともに本市の基本計画である「1区1区民センター」の整備方針に基づいて、市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資することを目的に設置された施設である。

所在地 神戸市灘区岸地通1丁目1番1号

施設概要 敷地面積 1,280 m²

延床面積 3,051 m²（建物全体6,257 m²のうち本市保健福祉局所有部分を除く）

構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上7階建てのうち、地下1,2階、地上1階、7階の各一部、4～6階（2,3階は本市保健福祉局所有）

内 容 地下1階、2階 駐車場（機械式、自走式）

1階 事務室、会議室2室

4階 機械室

5階 大ホール

6階 音楽室

開館時間 9時～21時（日曜日・休日は9時～17時）

（休館日 毎週月曜日、年末年始（12月28日から1月4日まで））

利用料金

・施設の利用料金（単位 金額：円）

名 称	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	9時 ～17時	13時 ～21時	9時 ～21時	時間外利用 1時間につき
大ホール	24,300	32,400	28,400	51,100	54,700	72,400	8,100
会議室①	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800
会議室②	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700
音楽室	1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	600

・附属設備の利用料金

特殊照明器具	一式1時間につき	1,200 円
特殊音響装置	一式1回につき	2,300 円
グランドピアノ	一式1回につき	3,000 円

施設開設年月日 平成5年3月14日

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 日本管財・文化律灘共同企業体

代表者 日本管財株式会社

（その他の構成員） 文化律灘合同会社

② 選定理由

指定管理者選定評価委員会において総合的に評価した結果、組織体制の女性の雇用促進について目標を設定した具体的な提案がなされており、地域文化活性化事業について、地域の文化的特性を把握したうえで、それに適確に対応しようとする意識が明確に感じられる提案内容であったことから、施設管理の経験に基づいた、安定した管理運営が期待できるとして選定された。

なお、区民ホールについては、平成28年度の包括外部監査において、勤労市民センター・区民センターの位置づけや講座事業のあり方を見直すべきとの指摘を受けたことにより施設のあり方について検討が必要となるため、指定期間を平成30年度から2年間延長している。

- (3) 指定期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日
 (次期：平成30年4月1日～平成32年3月31日)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、貸館を含む施設の運営、施設の維持管理、自主事業の開催、地域文化活性化事業の開催に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較				
(単位 比率：％)				
項 目	平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数	93,559人	90,545人	3,014人	3.3
ホ ー ル	54,206人	53,233人	973人	1.8
会 議 室	15,746人	17,120人	△1,374人	△8.0
音 楽 室	1,712人	1,632人	80人	4.9
1 階 ロ ビ ー	21,895人	18,560人	3,335人	18.0
ホ ー ル 自 主 事 業	66事業	70事業	△4事業	△5.7
鑑 賞	14事業	17事業	△3事業	△17.6
人 材 育 成	14事業	10事業	4事業	40.0
支 援	33事業	34事業	△1事業	△2.9
創 造 連 携	5事業	9事業	△4事業	△44.4
市 民 主 催 講 座	34講座	36講座	△2講座	△5.6
地 域 文 化 活 性 化 事 業 ※	3,282千円	2,099千円	1,183千円	56.4

※ 年度終了後精算しており、指定管理者負担分を記載している。

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円，比率：%)

	平成 29 年度		平成 28 年度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料	47,894	100.0	48,405	100.0	△ 511	△ 1.1
(うち修繕費) ※1	(2,963)	(6.2)	(2,963)	(6.1)	(0)	(0.0)
(うち老朽備品買替費) ※2	(514)	(1.1)	(514)	(1.1)	(0)	(0.0)
(うち地域文化活性化事業費) ※3	(1,029)	(2.1)	(1,029)	(2.1)	(0)	(0.0)
利 用 料 金 収 入	14,917	—	14,529	—	387	2.7

※1 修繕費，施設の補修・小修繕などに係るものであり，年度終了後精算している。

※2 老朽備品買替に係るものであり，年度終了後精算している。

※3 地域文化活性化事業に係る経費であり，年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は，学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され，その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成 29 年度の総合評価は 5 段階評価 (AAA, AA, A, B, C) のうち，AAA (運営内容が目標や計画・過去実績等を大幅に上回っている) となっており，その所見は「満足度調査で，事業への満足度が約 98%と非常に高く，達成状況については，全て達成されている。」，「職員を文化関係学会に所属させたり，文化庁の補助事業に採択されるなど，非常にハイレベルな運営をしている。」となっている。

5 監査の結果

区民ホールの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては、今後適正な事務処理に努められるとともに、指定管理者が適正な事務処理を行うよう指導されたい。

指定管理者においては、地域文化活性化事業について、地域の文化的特性に適確に対応した事業を実施できるよう、安定した管理運営を行われたい。

(1) 指摘事項

① 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの

ア 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの

指定管理者協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は本市の書面による事前承諾を受け、当該契約書の写しその他の資料を本市に提出しなければならないこととされている。

指定管理者は、その代表者が指定管理業務のうち建物管理業務を担当し、構成員が運営業務を担当しているが、これらのうち舞台運営等業務、清掃業務、昇降機保全業務など一部の業務は、それぞれ委託又は請負契約を締結して業者に発注しており、本市に対して業務再委託先を届け出ていたが、当該委託又は請負契約に係る事前の本市の承諾、及び契約書の写し等の提出は確認できなかった。

本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。

(2) 意見

① 指定管理業務に係る修繕等について

ア 修繕費等の精算項目について

指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。

指定管理者は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致していないと考えられる事例が含まれていた。

(主な事例)

実施日	場所	件名	経費
H30.3.27	全域	館内不具合清掃（鳩対策）	164,844 円

本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえ、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう指定管理者を指導されたい。

イ 併設施設の修繕費等について

区民ホールにおいては、同じ建物の中に本市保健福祉局が所有する部分（2・3 階）があり、指定管理者業務要領では、「清掃（共用部分のみ）、全館共通設備の管理点検、光熱水費、共用部分の修繕・消耗品等」（以下、「経費按分項目」という。）については、指定管理者が建物全体を対象に業務を実施することとされ、所要経費については、占有面積の割合で按分し、指定管理料と別に本市保健福祉局に負担を求めることができるとされている。

これにより、指定管理業務として行う修繕は、区民ホール及び同じ建物の共用部分が対象と考えられるが、指定管理者業務要領では、修繕費は指定管理料の中で予算額を 4,114,000 円（税込）と定め、年度終了後精算することとされている。

一方、指定管理者協定書においては、平成 29 年度の修繕費は 2,963,840 円となっており、本市所管局の経費負担分に相当する。また、本市保健福祉局は、経費按分項目に係る同局の負担分の修繕業務を指定管理者に委託している（委託料のうち修繕費は 1,150,160 円）。

しかしながら、当該委託業務の仕様書には、経費按分項目に係る業務のほか、同局所管部分（2・3 階）の施設及び設備の維持管理業務及び修繕も含まれており、指定管理者協定書の内容と合わせると、指定管理者業務要領における指定管理業務の修繕予算額 4,114,000 円で、本市保健福祉局所管分も含めた修繕を行うこととなることから、指定管理者業務要領における修繕の範囲と異なっている。

本市所管局は、業務要領の作成や協定締結にあたっては、本市保健福祉局と指定管理者との委託内容も把握したうえ、それぞれの経費負担と業務対象区域の区分を明確にされたい。

② 利用料金の取り扱いについて

区民ホールに適用される神戸市立区民センター条例では、指定管理者に区民ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるとしているが、指定管理者が、自主事業として、公募団体と共催で市民講座（参加料徴収あり）を開催するため、利用料金を定めていない自由使用施設である 1 階ロビー北側を会場として占用使用し、当該共催団体から運営費負担金として会議室の利用料金に準拠した金額を徴収していた例があった。

しかしながら、講座開催にあたり、当該共催団体からは、同じ金額が利用料金として記載された会場の利用申込書を提出させていた。

本市所管局は、条例の定め等のない施設の利用に関して、その取り扱いを明確にしたうえ、必要な場合は条例で規定するなど適切な対応を取るとともに、指定管理者が適正な処理を行うよう指導されたい。

凡 例

- 1 文中、及び表中で用いる数値は、原則として単位表示の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。